

年金 1 (問題)

【第 I 部】

問題 1. 次の (1) ~ (6) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各 5 点 (計 30 点)

(1) 日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に関する数理実務ガイドダンス」における期間定額基準に関する記述について、次の ~ の空欄に当てはまる適切な語句を記入しなさい。

5.2.1 期間定額基準

会計基準第19項 (1)、適用指針第11項 (1) では、期間定額基準は、「退職給付見込額について で除した額を各期の発生額とする方法」とされている。

会計基準及び適用指針には、期間定額基準の計算に用いるとされている「」の定義や説明はない。 は、入社から退職見込時期までの期間を表すものと考えられる他に、給付額の計算の基礎として用いられる期間を指していると考えられる。後者の場合、例えば、次のような期間は に含まれないと考えられる。

- ① 給付額の計算の基礎として用いられない がある場合における、当該 中の勤務期間
- ② 制度加入までの があり、 が給付額の計算の基礎として用いられない場合における、当該 中の勤務期間
- ③ 前の勤務期間が、給付額の計算の基礎として用いられない場合における、当該 前の勤務期間
- ④ 以上の勤務期間が給付額の計算の基礎として用いられない場合における、当該 以上の勤務期間
- ⑤ 将来期間分の全部を確定拠出年金へ移行したことなどのために、特定の日以降の勤務期間が給付額の計算の基礎として用いられない場合における、当該特定の日以降の勤務期間

(2) 「確定給付企業年金法」および「確定拠出年金法」における目的に関する記述について、次の [F] ～ [J] の空欄に当てはまる適切な語句を記入しなさい。

○確定給付企業年金法

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、 [F] の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る [G] を支援し、もって [H] と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

○確定拠出年金法

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、 [I] の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が [J] において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る [G] を支援し、もって [H] と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(3) 「確定給付企業年金法施行規則」における簡易基準の掛金計算に関する記述について、次の [K] ～ [O] の空欄に当てはまる適切な語句を記入しなさい。

○確定給付企業年金法施行規則

第五十二条 計算基準日における加入者の数が [K] に満たない確定給付企業年金（ [L] を除く。）の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、次に定めるところにより計算することができる。

- 一 基礎率のうち予定利率及び予定死亡率のみを用いること。ただし、給付の額が令第二十四条第一項第三号の方法により計算される場合（第二十五条の規定により令第二十四条第一項第三号の方法を組み合わせている場合を含む。）にあつては、同号の再評価に用いる指標の予測を用いること。
- 二 予定利率は、 [M] 以上四・〇パーセント以下の範囲内とすること。
- 三 予定死亡率は、第六十二条第一号ロに規定する予定死亡率とすること。
- 四 令第二十四条第三項の [N] を行わないこと。
- 五 障害給付金を支給しないこと。
- 六 遺族給付金を支給する場合にあつては、当該遺族給付金の額は、老齢給付金の保証期間の残存期間について支給する給付の現価に相当する金額又は脱退一時金（法第二十九条第一項第二号に規定する脱退一時金をいう。以下同じ。）の額以下となっていること。

2 [L] （ [O] を除く。）の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用い、前項第一号、第五号及び第六号に規定するところにより計算することができる。

3 (略)

(4) 企業型年金に関する次の文章について、①～⑤の空欄に当てはまる適切な語句あるいは数値を選択肢の中から選択し、記号で答えなさい。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。

- ・ 給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて が裁定する。
- ・ 加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る）が老齢給付金の請求を行うことなく 歳に達したときは、老齢給付金が支給される。
- ・ 加入者が退職する場合、 が 3 年未満であれば、事業主掛金を事業主に返還させることができる。
- ・ 通算加入者等期間に応じて老齢給付金の支給を請求できる年齢は異なるが、この通算加入者等期間はその者が が属する月以前の期間に限られる。
- ・ 年金として支給する老齢給付金の支給予定期間の各年における給付額は、給付請求日の前月末日における個人別管理資産の「20 分の 1 以上 分の 1 以下」としなければならない（但し、終身年金の場合は除く）。

【選択肢】

- | | | | | |
|-------------------------------|-----------------|--------|--------|--------|
| (ア)：資産管理機関 | (イ)：運用関連運営管理機関 | | | |
| (ウ)：記録関連運営管理機関 | (エ)：厚生労働大臣 | | | |
| (オ)：勤続期間（育児休業、介護休業等の休職期間を含む） | | | | |
| (カ)：加入者期間（休職等により拠出を中断した期間を含む） | | | | |
| (キ)：勤続期間（育児休業、介護休業等の休職期間を除く） | | | | |
| (ク)：加入者期間（休職等により拠出を中断した期間を除く） | | | | |
| (ケ)：60歳に達した日の前々日 | (コ)：60歳に達した日の前日 | | | |
| (サ)：60歳に達した日の当日 | (シ)：60歳に達した日の翌日 | | | |
| (ス)：65歳に達した日の前々日 | (セ)：65歳に達した日の前日 | | | |
| (ソ)：65歳に達した日の当日 | (タ)：65歳に達した日の翌日 | | | |
| (チ)：1 | (ツ)：2 | (テ)：3 | (ト)：4 | (ナ)：5 |
| (ニ)：60 | (ヌ)：65 | (ネ)：70 | (ノ)：75 | (ハ)：80 |

(5) 以下の個別財務諸表上の仕訳に関して、⑥～⑩の空欄に当てはまる適切な語句あるいは数値を選択肢の中から選択し、記号で答えなさい。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。

【前提条件】

- ・ A社は従業員非拠出の確定給付企業年金制度を採用している。
- ・ A社の法定実効税率は35%であり、繰延税金資産の回収可能性は常にあるものとする。

【A社が確定給付企業年金制度へ掛金100を拠出した時の仕訳】

借方		貸方	
勘定科目名	金額	勘定科目名	金額
⑥	100	⑦	100
⑧	⑩	⑨	⑩

【選択肢】

(ア) 退職給付費用	(イ) 退職給付引当金	(ウ) 退職給付に係る負債
(エ) 法人税等調整額	(オ) 退職給付に係る調整額	(カ) 繰延税金資産
(キ) 現金預金	(ク) 退職給付債務	
(ケ) 35	(コ) 65	(サ) 100

(6) 税金に関する次の①～⑤の文章について、下線_____部分が正しい場合は○を、誤っている場合は×を記入するとともに、誤っている場合には下線_____部分を正しい内容に改めなさい。

- ① 確定拠出年金の企業型年金規約に基づき支給される一時金のうち、退職所得となるのは、加入者の退職に起因して支給される一時金である。
- ② 退職時において退職一時金制度より退職手当等の支払を既に受けている者が、それとは別に、確定給付企業年金より老齢給付金として年金を受給しているものとする。
この者が、年金受給を開始して 5 年経過した段階で、将来の年金給付の総額に代えて選択一時金を受給することとなった。所得税法基本通達によると、当該一時金は退職の年分の退職手当等となる。
- ③ 退職所得控除額の計算において、勤続年数に 1 年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- ④ 加入者負担掛金の拠出を行っていた確定給付企業年金からの移行に伴い、加入者負担掛金部分も含めて企業型年金へと資産移換を行った場合を考える。
この場合、企業型年金規約に基づき老齢給付金として支給される年金については、その年金の額から移換前の確定給付企業年金の加入者負担掛金に対応するものとして計算される額を控除した部分が雑所得（公的年金等控除の対象）となる。
- ⑤ 公的年金等に係る雑所得の金額の計算にあたり、65 歳未満で「その年の公的年金等の収入金額の合計額」が 70 万円までの場合、所得金額はゼロとなり、65 歳以上で「その年の公的年金等の収入金額の合計額」が 140 万円までの場合、所得金額はゼロになる。

問題 2. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各 5 点 (計 20 点)

(1) 次の①、②の各問に関して、日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」に記載されている内容に基づき答えなさい。

- ① 同一事業主が複数の退職給付制度を採用している場合における計算基礎の設定方法について、簡記しなさい。
- ② キャッシュ・バランス・プランにおける予想再評価率の合理的な補正に関連した内容を簡記しなさい。(なお、デューレーションによる補正や二点補正に関する記載は不要である。)

(2) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額について、確定給付企業年金法施行規則第 44 条に記載されている内容を簡記しなさい。なお、同条第 1 号から第 3 号に掲げられる 3 つの事情についても記載すること。

(3) 回復計画により、積立比率が 1.0 (平成 29 年 3 月 30 日までの間の各事業年度の決算においては経過措置あり) 以上となるために必要な掛金の額を算出する際の基準 (運用利回り等の前提) として、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令 (平成 24 年 1 月 31 日厚生労働省令第 13 号) 附則第 4 条第 1 項各号に定められている事項を簡記しなさい。

(4) 企業型年金の制度設計に関する次の①～④の記述のうち誤っているものを2つ選んで、番号を記入のうえ、それぞれについて誤っている理由を簡記しなさい。

- ① 「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」では、企業型年金加入者とする事について一定の資格を設ける場合、その資格には4つのケースが認められているが、そのうち企業型年金加入者とならない者に対し、確定給付企業年金を代替給付とすることができない資格は「加入者となることを希望した者のみ企業型年金加入者とする場合」のみである。
- ② A社は退職手前払い制度との選択制により企業型年金を実施する。このとき確定給付企業年金から企業型年金へ資産を移換する場合、過去分と将来分の選択方法に関して、過去分に関して退職手前払い制度を選択することにより一時金で受け取り、将来分に関して企業型年金を選択することは可能である。
- ③ B社は退職手前払い制度との選択制により企業型年金を実施する。このとき当初退職手前払い制度を選択した者が後で企業型年金に変更すること、または当初企業型年金を選択した者が後で退職手前払い制度に変更することのいずれの変更も規約に定めることにより可能である。
- ④ 事業主返還において、企業型年金加入者掛金の拠出があるにも関わらず企業型年金の加入者であった者への返還額が零となることは認められていない。

【第Ⅱ部】

問題 3. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 6 点、(2) 4 点 (計 10 点)

(1) 退職給付会計において A 社は原則法、B 社は簡便法を適用している。A 社、B 社について、平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の期間（以下、当該期間を当期期間、平成 27 年 4 月 1 日を当期末、平成 28 年 3 月 31 日を当期末とする）における退職給付会計に関する状況は次のとおりであった。このとき①、②の各問に答えなさい。なお、計算結果については百万円未満を四捨五入するものとし、計算過程も明記すること。

- ① A 社の当期期間における退職給付費用の額を計算しなさい。
- ② B 社の当期期間における退職給付費用の額を計算しなさい。

【A 社および B 社の諸数値】

(金額単位：百万円)

	A 社	B 社
当期首および当期末の割引率	1.0%	—
確定給付企業年金制度の予定利率	2.0%	同左
当期首の退職給付債務	1,000	同左
当期末の退職給付債務	1,100	同左
当期首の長期期待運用収益率	1.0%	—
当期首の年金資産の時価	800	同左
当期末の年金資産の時価	1,000	同左
当該期間の勤務費用	100	—
当期期間の確定給付企業年金制度への拠出額	150	同左
うち標準掛金額	100	同左
うち特別掛金額	50	同左
当期期間の確定給付企業年金制度の給付額	30	同左

<前提>

- ・ A 社および B 社の退職金制度は加入者非拠出の確定給付企業年金制度に 100%移行している。
- ・ B 社は退職給付債務として直近の確定給付企業年金制度の財政計算上の数理債務を用いている。
- ・ A 社の当期首時点における未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用はゼロである。
- ・ A 社、B 社とも当期首時点における会計基準変更時差異の未処理額はゼロである。
- ・ A 社の数理計算上の差異は発生年度から費用処理期間 5 年の定率法（償却率は 0.369）で費用処理する。
- ・ A 社、B 社とも当期期間において確定給付企業年金制度の改訂は行っていない。
- ・ A 社、B 社とも当期期間において終了会計を適用する事象は発生していない。

- ・ A 社、B 社とも退職給付信託は設定していない。

(2) X 社が実施している確定給付企業年金制度の平成 27 年 3 月 31 日の財政決算の状況は次のとおりであった。積立上限額にかかる財政検証の結果、掛金の控除を行うことになった。以下の前提での平成 28 年 4 月における控除後掛金率の内訳を計算しなさい。なお、計算過程も明記すること。また、計算にあたり 1 年確定年金現価率が必要な場合は、0.997 (利率 0.7% の場合)、0.993 (利率 1.5% の場合) または 0.991 (利率 2.0% の場合) のいずれかを使用すること。

【X 社の諸数値】 (金額単位: 千円)

純資産額	752,000
数理上資産額	754,000
数理的評価の方法	収益差平滑化方式
数理債務	465,000
最低積立基準額	445,000
数理債務(注)	500,000
標準給与月額合計	5,000
規約上標準掛金率	事業主負担分 50.0%、加入者負担分 50.0%
規約上特別掛金率	事業主負担分 16.0%、加入者負担分 0.0%
過去勤務債務の償却方法	元利均等償却 (予定償却期間の残存期間は 5 年 0 ヶ月)
掛金の払込時期	各月 1 日払い
財政計算上の予定利率	1.5%
最低積立基準額の算定に用いた予定利率	2.0%
下限予定利率	0.7%

(注) 確定給付企業年金法施行規則第 62 条第 1 号に規定している基礎率を用いたもの

<前提>

- ・ 計算基準日は平成 27 年 3 月 31 日とする。
- ・ 掛金の控除の方法は確定給付企業年金法施行規則第 60 条第 1 項第 1 号によるものとする。
- ・ 控除後掛金については、あらかじめ規約に掛金率として定めるものとする。
- ・ 事業主負担分と加入者負担分を合計した規約上の控除後掛金率 (%) は、小数点以下第 2 位を四捨五入する端数処理により決定するものとする。
- ・ 平成 28 年 4 月から控除を開始する。また、控除後掛金率の設定において、事業主は自らの負担分をできるだけ小さくしたいと考えているものとする。
- ・ 平成 27 年 4 月から平成 29 年 3 月の各月における標準給与月額合計は平成 27 年 3 月 31 日時点の標準給与月額合計と同額で推移するものとする。また、規約上標準掛金率 (加入者負担分) は加入者全員が拠出するものとする。
- ・ 本問において、給付設計の変更有無や同意手続きの有無を考慮する必要はないものとする。

問題 4. 次の (1)、(2) の各問に解答しなさい。[解答は汎用の解答用紙に記入し、(1)、(2) それぞれ 2 枚以内 とすること。3 枚以上解答した場合、3 枚目以降については採点の対象外 とする。]
各 20 点 (計 40 点)

(1) 確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度 (以下、年金制度という。) においては、年金受給資格者の一時金選択の割合が非常に高い制度も多い。そこで次の①、②の各問に答えなさい。なお、①、②とも単独事業主で実施する年金制度について考察するものとする。

① 加入者であった者への老後の所得補償という観点と年金制度を実施する事業主側の観点から見て、一時金選択の割合が高い年金制度についてどう考えるか、所見を述べなさい。

② 年金制度において、年金選択の割合を高める必要の有無を述べなさい。

年金選択の割合を高める必要が有ると考える場合には、政策的な対応も含めてどのような方策を講じるべきと考えるか、所見を述べなさい。逆に、年金選択の割合を高める必要は無いと考える場合には、そのように考える理由を述べなさい。

(2) 日本国内では低金利状態が続いているが、長期的に見れば金利は上昇するとの見方もある。金利上昇局面における確定給付企業年金制度の財政運営について想定される問題点の有無を述べなさい。

問題点が有ると考える場合には、そのように考える理由を述べたうえで、どのような方策を講じるべきかについて具体的な内容 (今後の法令等の整備を視野に入れた方策でも可) とその理由を述べなさい。逆に、問題点は無いと考える場合には、そのように考える理由を述べなさい。

以上

年金 1 (解答例)

【第 I 部】

問題 1

(1)	
A	全勤務期間
B	試用期間
C	待期期間
D	制度発足
E	特定の年齢

(2)	
F	産業構造
G	自主的な努力
H	公的年金の給付
I	高齢期の生活
J	自己の責任

(3)	
K	五百人
L	受託保証型確定給付企業年金
M	下限予定利率
N	給付の額の改定
O	閉鎖型受託保証型確定給付企業年金

(4)	
①	(ウ)
②	(ネ)
③	(オ)
④	(コ)
⑤	(ツ)

(5)	
⑥	(イ)
⑦	(キ)
⑧	(エ)
⑨	(カ)
⑩	(ケ)

(6)

設問	○か×かを記入	×の場合に正しい内容を記入
①	×	老齢給付金として支給される一時金
②	○	
③	×	1年とする
④	×	全額
⑤	×	120万円

問題 2

(1) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

- ① 同一事業主が複数の退職給付制度を採用している場合における各計算基礎は、同一でなければならない。

ただし、単一の加重平均割引率、年金資産のポートフォリオ又は運用方針等が異なる場合の長期期待運用収益率等、退職給付制度ごとに異なる計算基礎を採用することに合理的な理由がある場合は除く。

- ② 割引率以外にも金融経済的な計算基礎（特に、割引率と整合性を保つべき要素を含む計算基礎）がある場合には、当該計算基礎に関しても補正を行うことを検討する。

ただし、例えば、割引率とキャッシュ・バランス・プランにおける予想再評価率は、両者の変化の影響が相当程度相殺する関係となっている場合があり、このような場合においては、両者に関する補正計算を省略することも合理的な補正となりうる。

(2) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

掛金の額を計算する場合において、次に掲げる事情によって、次回の財政再計算までの間に積立金の額が責任準備金の額又は最低積立基準額を下回ることが予想される場合にあっては、当該下回ることが予想される額のうちいずれか大きい額の現価を給付に要する費用の予想額の現価に加算することができる。

- 一 積立金の運用利回りの予測が予定利率よりも低いこと。
- 二 加入者の数が一時的に著しく変動することが見込まれること。
- 三 加入者の給与の額その他これに類するものが一時的に著しく変動することが見込まれること。

(3) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

1. 当該事業年度の翌々事業年度以後の積立金の額の見込額の計算に用いる運用利回りは、次の①～③のうち最も高い率を上回らないこと。
 - ① 当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率
 - ② 当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率
 - ③ 当該事業年度を含む直近五事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均若しくは当該確定給付企業年金に係る財政運営上の予定利率のうちいずれか低い率
2. 最低積立基準額の見込額の算定に用いる予定利率は、次の①、②のうち最も高い率を上回らないこと。
 - ① 当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率
 - ② 当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率
3. 当該毎事業年度の掛金の額の見込額は、直近五事業年度における加入者数の実績を用いて、平準的に定められるもの又は前事業年度における掛金の水準の伸びを上回らないように定められるものであること。

(4) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

誤っている番号

①と③

誤っている理由

- ①：確定給付企業年金を代替給付とすることができない資格は「一定の年齢未満の従業員のみ企業型年金加入者とする場合」のみである。
- ③：当初退職手前払い制度を選択した者が後で企業型年金に変更することは規約に定めることにより可能であるが、当初企業型年金を選択した者が後で退職手前払い制度に変更することは不可である。

【第Ⅱ部】

問題 3

(1) ① 以下に示す計算過程および計算結果が簡潔に書かれていればよい。

原則法の場合、退職給付費用は問題の前提により以下の算式により求められる。

退職給付費用 = 勤務費用 + 利息費用 - 期待運用収益 + 数理計算上の差異の費用処理額

勤務費用 = 100 (百万円。以下同様)

利息費用 = 当期首退職給付債務 × 当期首割引率 = $1,000 \times 1.0\% = 10$

期待運用収益 = 当期首年金資産 × 当期首長期期待運用収益率 = $800 \times 1.0\% = 8$

当期期間に発生した数理計算上の差異は以下の i および ii の合計額

i) 退職給付債務から当期期間に生じた数理計算上の差異

ア: 当期末の退職給付債務の見積数值は以下のとおり。

当期首退職給付債務 + 勤務費用 + 利息費用 - 給付額

= $1,000 + 100 + 10 - 30$

= 1,080

イ: 当期末の退職給付債務: 1,100

イ - ア = 20 (不利差異)

ii) 年金資産から当期期間に生じた数理計算上の差異

ウ: 当期末の年金資産の見積数值は以下のとおり。

当期首年金資産 + 期待運用収益 + 企業年金制度への拠出額 - 給付額

= $800 + 8 + 150 - 30$

= 928

エ: 当期末の年金資産: 1,000

エ - ウ = 72 (有利差異)

以上により、52 (有利差異) で、発生年度から 5 年間の定率法により、当期期間の数理計算上の差異の費用処理額は $-52 \times 0.369 = -19.188$

従って、A社の当期期間の退職給付費用 = $100 + 10 - 8 - 19.188 = 82.812 \rightarrow 83$ (百万円)

(1) ② 以下に示す計算過程および計算結果が簡潔に書かれていればよい。

簡便法の場合、退職給付費用は問題の前提により以下の算式により求められる。

退職給付費用 = 当期末退職給付引当金 - (当期首退職給付引当金 - 企業年金制度への拠出額)

当期首退職給付引当金 = $1,000 - 800 = 200$

当期末退職給付引当金 = $1,100 - 1,000 = 100$

従って、B社の当期期間の退職給付費用 = $100 - (200 - 150) = 50$ (百万円)

(2) 以下に示す計算過程および計算結果が簡潔に書かれていればよい。

積立上限額は、

$$\begin{aligned} & \text{MAX (積立上限額の数理債務、最低積立基準額)} \times 1.5 \\ & = \text{MAX (500,000 千円、445,000 千円)} \times 1.5 \\ & = 500,000 \text{ 千円} \times 1.5 = 750,000 \text{ 千円} < \text{数理上資産額 (=754,000 千円)} \end{aligned}$$

よって、数理上資産額が積立上限額を上回った額は、

$$754,000 \text{ 千円} - 750,000 \text{ 千円} = 4,000 \text{ 千円}$$

下限予定利率が 0.7% であるため、平成 28 年 4 月の控除対象額は、

$$4,000 \text{ 千円} \times 1.007 = 4,028 \text{ 千円}$$

1 か月あたりの控除前掛金額は、

$$5,000 \text{ 千円} \times (50\% + 50\% + 16\%) = 5,800 \text{ 千円}$$

控除対象額 < 控除前掛金額のため、4 月の掛金は一部控除される。

控除後掛金額は、

$$5,800 \text{ 千円} - 4,028 \text{ 千円} = 1,772 \text{ 千円}$$

掛金率に換算すると、

$$1,772 \text{ 千円} \div 5,000 \text{ 千円} = 0.3544$$

端数処理を行って、35.4% となる。

特別掛金から優先して控除すること、掛金控除後の加入者負担額が掛金控除後の掛金額の 2 分の 1 を超えないこと、および事業主は負担をできるだけ小さくしたいと考えていることに留意して、

$$\text{規約上標準掛金率 (事業主負担分)} = 17.7\%$$

$$\text{規約上標準掛金率 (加入者負担分)} = 17.7\%$$

$$\text{規約上特別掛金率 (事業主負担分)} = 0.0\%$$

$$\text{規約上特別掛金率 (加入者負担分)} = 0.0\%$$

となる。

問題 4

(1)

(解答例)

以下に挙げた答案例以外にも多くの観点からの記述が考えられるため、あくまでも合格レベルの一答案例として参考にされたい。

①

・加入者であった者への老後の所得補償という観点から見た場合

マクロ経済スライドにより公的年金の縮小が見込まれる中、企業年金には公的年金の補完としての役割が期待されている。また、年金ではなく一時金で取得した場合には、予定よりも早くに費消し切ってしまうリスクがある。さらに、確定給付企業年金制度の場合には、高い給付利率が適用されていたり、終身部分が付いていて年金現価が選択一時金を大きく上回るなど、年金給付が大きく優遇されている制度もある。以上のような点からは、年金として受給することが老後の所得補償のために望ましいと考えられる。

しかし、年金給付と一時金給付とでの税制の違いを考えると、実際の手取り額で比較した場合には、一時金給付の方が大きくなるケースが多いのではないだろうか。また、住宅ローンが残っている受給権者にとっては、年金を受給しながら住宅ローンの返済を続けるよりも、一時金を受給して住宅ローンを一括返済した方が金利の面から有利なケースもあると思われる。さらに、年金として受給する場合、確定給付企業年金制度においては制度の終了リスクや給付の減額リスクがあるし、また、確定拠出年金制度においては運用リスク（並びに多くの制度では手数料負担）がある。そのように考えると、一概に、一時金給付よりも年金給付の方が老後の所得補償のために優れているとは言えず、むしろ上述の税制の違いを考えると逆のケースが多いと思われる。

そのため、一時金選択割合の高い制度が特に問題というわけではなく、受給権者がそれぞれ個々人のライフプランや加入する制度の状況（給付設計、積立状況、事業主の経営状況）に応じて年金か一時金かを自由に選べることが重要であり、合理的な選択の結果として一時金選択割合が高いのであればそれは構わないのではないかと考える。

・年金制度を実施する事業主側の観点から見た場合

企業年金制度を、従業員への福利厚生という目的で、良い人材を雇い、引き留めるための手段と考えて実施している事業主から見ると、一時金選択割合の高い制度というのは、従業員にとって年金給付が魅力的でないということを意味しており望ましいことではないであろう。

しかし、その一方で、多くの事業主は、企業年金制度を退職金からの移行により実施し、退職金資金の外部積立手段として活用しているのではないだろうか。そのような事業主にとっては、一時金選択割合の高い制度というのは何ら問題がないであろう。また、確定給付企業年金制度の場合、年金として支給するときには、もう雇用関係が終了している受給者に対して事業主が運用リスクを負い、また事務コスト（又は受託機関への手数料）を負担することとなる。

この点からは、事業主にとっては一時金給付の方がむしろ望ましいと言えよう。なお、確定拠出年金制度の場合は、掛金の拠出までが事業主の責任とも言え、受給権者が年金で受け取ろうが一時金で受け取ろうが事業主は関知しない制度と考えられる。そのため、この場合も、一時金選択割合が高いことは特に問題ないと考えられる。

②

年金選択の割合を高める必要はあると思う。現状は、①で述べたように、老後の所得補償という観点で考えても、結果的に年金よりも一時金の方が有利であり一時金が選択されるケースが多いと考えられる。しかし、企業年金のそもそもの目的を考えると、年金の方が有利な状況となって年金選択割合が増え、公的年金の補完としてより多く活用されるようになる方が望ましいと思う。

年金選択の割合を高めるための方策としては、事業主に企業年金実施のインセンティブを失わせることのないように、一時金給付を規制するという方向ではなく、現在の一時金給付の方が有利であるという状況を変え、年金と一時金との選択に中立的な状況を作り出すという方向で検討が必要と考える。具体的には次の2つの方策を提案したい。

・【税制の見直し】

現状は、一般に、一時金給付の場合の退職所得控除の方が、年金給付の場合の公的年金等控除よりも有利な状況になっており、この点が年金か一時金かの選択に最も大きな影響を与えているものだと考えられる。そのため、これを是正し、税制上、一時金給付と年金給付とを中立的にすることがまず必要と考える。

具体的には、年金給付の場合においても、その年金現価に対して退職所得控除を計算し、年金支給期間にわたって控除を分割適用する仕組みにしてはどうかと考える。なお、これによって税収が減ってしまう恐れがあるのであれば、その分だけ退職所得控除の額を減らすことではどうだろうか。（退職所得控除については、一般的な中小企業の退職者には使い切れないほど大きな金額となっており、退職金額の高い大企業の従業員を優遇している状況にあると考えることもできよう。）

・【連合会移換の拡大】

公的年金の補完として活用できるようにするためには、終身年金としての支給が望ましいと考える。その一方で、確定給付企業年金の場合、終身年金としての支給は事業主にとってリスク及びコスト負担が大きいし、確定拠出年金の場合、終身年金保険の購入は利率が低くあまり魅力的でない。そのため、確定給付企業年金制度での年金受給資格者や確定拠出年金制度での支給開始年齢到達者についても連合会移換を可能としてはどうか。なお、そうすると連合会に受給者の運用リスクや長寿リスクが集中することとなるが、企業年金を実施する全事業主が会費等を拠出することにより支える仕組みとしてはどうかと考える。

(2)

(解答例)

以下では合格レベルの一答案例として、実際の答案の中から複数の記述を選び、再構成のうえ掲載している。そのため、一部に検討が必ずしも十分といえない点等も見受けられ、また当然これら以外にも多くの観点からの記述が考えられるが、あくまで合格レベルの一答案例として参考にされたい。

確定給付企業年金（以下、DB）制度では、国債の応募者利回りをベースに下限予定利率等が決定されており、金利変動は債務に対して大きな影響を与える。また、当然のことながら金利変動という市場環境の変化は年金資産に対しても大きな影響を与える。

このため、債務側と資産側の双方に以下のような財政運営上の問題点があると考えられ、それぞれ以下のような方策を講じる必要があると考える。

・予定利率、下限予定利率について

金利上昇局面においては下限予定利率が上昇することが考えられ、予定利率を低めに設定している DB 制度では、予定利率の引き上げが必要となることも考えられる。予定利率の引き上げに伴って一時的に債務が減少し、剰余が発生する場合もあるが、予定利率に見合った運用利回りを確保しなければ利差損が発生してしまうため、運用リスクの引き上げを行い、その結果、リーマンショックのような不測の事態が発生した場合に多額の利差損が発生する恐れもある。リーマンショック時の年金財政悪化を教訓とした運用リスク対策の意識が高まり、DB 制度の持続可能性の強化などを目的とした予定利率の引き下げと低リスク運用への移行を実施している DB 制度は少なくなく、これらの DB 制度にとっては下限予定利率の上昇に起因する意図しない予定利率の引き上げによって運用リスクを引き上げなければならない事態となる。

予定利率は積立金の運用収益の長期の予測に基づくものとされており、資産構成割合についても長期的な視点に立って決定するべきものであるため、下限予定利率の上昇によって予定利率や資産構成割合の変更を余儀なくされることに問題があると考えられる。しかし、下限予定利率は掛金の過大な損金算入を防ぐという税制上の観点から設けられているため、下限予定利率そのものを廃止することはハードルが高いと思われる。

そこで、過去に適用となった下限予定利率のうち最も低いものを下回らない範囲で予定利率を設定することや、下限予定利率が上昇しても現行の予定利率を据え置くことができるようにすることが考えられる。これにより金利上昇による予定利率の引き上げを回避することができ、従来の安定した財政運営を行うことが可能となる。なお、過去に適用された下限予定利率を下回らない範囲であれば、税制上の観点からも許容されるのではないかと考える。

・最低積立基準額について

金利上昇に伴って最低積立基準額の算定に用いる予定利率が上昇した場合、最低積立基準額が減少し、これにより非継続基準に抵触しにくくなる。非継続基準は制度終了時に確保すべき

給付のための十分な資産が積み立てられているかどうかを検証するものであり、短期的な市場金利に左右されてしまうことは問題であるとする。また、現行の最低積立基準額の計算方法は、加入者と年金待期者の格差、高年齢加入者と若年齢加入者の格差等について指摘されているが、最低積立基準額の算定に用いる予定利率が上昇した場合には、割引効果によってさらなる格差が発生することもあり得る。この場合、制度終了時の分配金が加入者から年金受給権者へ流れてしまうこととなり、問題があるとする。

そこで、最低積立基準額を脱退一時金や選択一時金等の一時金ベースの要支給額とすることが考えられる。一時金ベースの要支給額であれば金利動向に左右されず、計算方法も分かりやすく、上述の格差も解消される。(ただし、終身年金の受給権者等については受給権が正当に評価されるような工夫が必要である。)これにより受給権の確保が図られるものとするが、最低積立基準額が急激に増加する場合も想定されるため、経過措置の設定や当該取扱いを制度終了時のみに限定する等の配慮が必要となるであろう。

・積立上限額について

金利上昇局面においては、下限予定利率の上昇、最低積立基準額の計算に用いる予定利率の上昇により積立上限額が減少し、積立上限に抵触しやすくなることが考えられる。積立上限額は長期にわたってこれ以上積み立てる必要がないと考えられる水準であり、この水準が短期的な市場金利に左右されてしまうことは問題であるとする。

そこで、上記のような最低積立基準額の見直しや下限予定利率の設定方法の見直しを行うこと等により、積立上限額が過小評価されないようにする必要があるとする。

・年金資産について

予定利率を低く設定して安定的な運用を行っている DB 制度では、ポートフォリオにおける債券の割合が比較的高いと考えられる。金利上昇局面では債券価格が下落するが、債券以外の資産での運用収益の増加が見込めない場合は、財政上の不足要因となり、安定的な運営という観点から問題があるとする。

そこで、デュレーションが長期である債券を短期の債券に入れ替える、債券の価格変動と相関が低い資産割合を増加させる等により金利上昇リスクをヘッジすることが望ましく、年金 ALM 分析等の活用も含めてあらかじめ対策しておくことが重要である。

また、満期まで保有する債券については、時価評価によって過小に評価されることは適正ではないとする。現在、満期保有目的債券の簿価評価については一定の要件を満たした場合にしか適用されないが、この要件を緩和することで満期保有目的債券の簿価評価をより柔軟に活用できる仕組み作りが必要であるとする。

以上